

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第56号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(324)（略） (325) <u>全国通訳案内士登録申請手数料</u> (326) <u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u> (327) <u>全国通訳案内士登録証再交付申請手数料</u> (328)～(585)（略）	<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(324)（略） (325) <u>通訳案内士登録申請手数料</u> (326) <u>通訳案内士登録証訂正手数料</u> (327) <u>通訳案内士登録証再交付申請手数料</u> (328)～(585)（略）

**附 則**

この規則は、平成30年1月4日から施行する。